

動物の愛護及び管理に関する法律関係手数料一覧

項 目	手数料（円）	備 考
第一種動物取扱業登録申請手数料	15,000	1業種につき
第一種動物取扱業登録更新申請手数料	9,000	5年ごと
第一種動物取扱業登録変更手数料 （法第14条第1項による変更）	5,000	
動物取扱責任者研修手数料	1,100	
第一種動物取扱業登録証再交付手数料	1,100	
特定動物飼養等許可申請手数料	20,000	1種類につき
特定動物飼養等許可申請手数料（継続）	12,000	5年ごと
特定動物飼養等変更許可申請手数料	10,000	
特定動物飼養等許可証再交付手数料	1,100	

※令和8年4月1日現在

第一種動物取扱業手続き一覧

手続き内容		提出書類	様式
第一種動物取扱業の登録申請			
1	犬猫等販売業を営もうとする場合	(1) 第一種動物取扱業登録申請書 (2) 申請者(申請者が法人にあつては、その法人及びその法人の役員)及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類 (5) 犬猫等健康安全計画 (6) 飼養施設の平面図 (7) 飼養施設付近の見取図 (8) ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (9) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 (10) 登記事項証明書(法人の場合) (11) 役員の氏名及び住所(法人の場合) (12) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類 (13) その他必要とする書類	様式第1(p.121～123) 参考様式第1(p.151) 参考様式第1(p.151) 様式第1別記(p.124～125) 様式第1別記2(p.126)
2	販売業を営もうとする場合 (犬猫等販売業を除く)	(1) 第一種動物取扱業登録申請書 (2) 申請者(申請者が法人にあつては、その法人及びその法人の役員)及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類 (5) 飼養施設の平面図 (6) 飼養施設付近の見取図 (7) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 (8) 登記事項証明書(法人の場合) (9) 役員の氏名及び住所(法人の場合) (10) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類 (11) その他必要とする書類	様式第1(p.121～123) 参考様式第1(p.151) 参考様式第1(p.151) 様式第1別記(p.124～125)
3	貸出業を営もうとする場合	(1) 第一種動物取扱業登録申請書 (2) 申請者(申請者が法人にあつては、その法人及びその法人の役員)及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類 (5) 飼養施設の平面図 (6) 飼養施設付近の見取図 (7) ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫を取り扱う場合) (8) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 (9) 登記事項証明書(法人の場合) (10) 役員の氏名及び住所(法人の場合) (11) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類 (12) その他必要とする書類	様式第1(p.121～123) 参考様式第1(p.151) 参考様式第1(p.151) 様式第1別記(p.124～125)

手続き内容		提出書類	様式
第一種動物取扱業の登録申請			
4	保管業を営もうとする場合	(1) 第一種動物取扱業登録申請書 (2) 申請者（申請者が法人にあっては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 飼養施設の平面図 (5) 飼養施設付近の見取図 (6) ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫を取り扱う場合） (7) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類 (8) 登記事項証明書（法人の場合） (9) 役員の氏名及び住所（法人の場合） (10) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類 (11) その他必要とする書類（※）	様式第1（p.121～123） 参考様式第1（p.151） 参考様式第1（p.151）
5	訓練業を営もうとする場合	「4 保管業を営もうとする場合」と同じ	
6	展示業を営もうとする場合	「4 保管業を営もうとする場合」と同じ	
7	競りあわせ業を営もうとする場合	「4 保管業を営もうとする場合」と同じ	
8	譲受飼養業を営もうとする場合	「4 保管業を営もうとする場合」と同じ	
第一種動物取扱業の登録更新申請			
※の書類について、新規申請時より変更がないもの、既に変更の届出を行っている場合は省略可能です。			
9	犬猫等販売業を登録更新する場合	(1) 第一種動物取扱業登録更新申請書 (2) 申請者（申請者が法人にあっては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類（※） (5) 犬猫等健康安全計画（※） (6) 飼養施設の平面図（※） (7) 飼養施設付近の見取図（※） (8) ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (9) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類（※） (10) 登記事項証明書（法人の場合）（※） (11) 役員の氏名及び住所（法人の場合）（※） (12) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類（※） (13) その他必要とする書類（※）	様式第4（p.128～130） 参考様式第1（p.151） 参考様式第1（p.151） 様式第1別記（p.124～125） 様式第1別記2（p.126）
10	販売業を登録更新する場合 （犬猫等販売業を除く）	(1) 第一種動物取扱業登録更新申請書 (2) 申請者（申請者が法人にあっては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類（※） (5) 飼養施設の平面図（※） (6) 飼養施設付近の見取図（※） (7) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類（※） (8) 登記事項証明書（法人の場合）（※） (9) 役員の氏名及び住所（法人の場合）（※） (10) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類（※） (11) その他必要とする書類（※）	様式第4（p.128～130） 参考様式第1（p.151） 参考様式第1（p.151） 様式第1別記（p.124～125）

手続き内容		提出書類	様式
第一種動物取扱業の登録更新申請 ※の書類について、新規申請時より変更がないもの、既に変更の届出を行っている場合は省略可能です。			
11	貸出業を登録更新する場合	(1) 第一種動物取扱業登録更新申請書 (2) 申請者（申請者が法人にあつては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 業務の実施方法を明らかにした書類（※） (5) 飼養施設の平面図（※） (6) 飼養施設付近の見取図（※） (7) ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫を取り扱う場合） (8) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類（※） (9) 登記事項証明書（法人の場合）（※） (10) 役員の氏名及び住所（法人の場合）（※） (11) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類（※） (12) その他必要とする書類（※）	様式第4（p.128～130） 参考様式第1（p.151） 参考様式第1（p.151） 様式第1別記（p.124～125）
12	保管業を登録更新する場合	(1) 第一種動物取扱業登録更新申請書 (2) 申請者（申請者が法人にあつては、その法人及びその法人の役員）及び規則第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (4) 飼養施設の平面図（※） (5) 飼養施設付近の見取図（※） (6) ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫を取り扱う場合） (7) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類（※） (8) 登記事項証明書（法人の場合）（※） (9) 役員の氏名及び住所（法人の場合）（※） (10) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類（※） (11) その他必要とする書類	様式第4（p.128～130） 参考様式第1（p.151） 参考様式第1（p.151）
13	訓練業を登録更新する場合	「12 保管業を登録更新する場合」と同じ	
14	展示業を登録更新する場合	「12 保管業を登録更新する場合」と同じ	
15	競りあわせ業を登録更新する場合	「12 保管業を登録更新する場合」と同じ	
16	譲受飼養業を登録更新する場合	「12 保管業を登録更新する場合」と同じ	

手続き内容		提出書類	様式
登録事項の変更届(法第14条第1項に規定する事前承認が必要な場合)			
※変更内容によってこの他必要な書類がある場合がありますので事前にご相談ください			
17	業務内容・業務の実施内容を変更した場合	(1) 業務内容・業務実施方法変更届出書 (2) 業務の方法を明らかにした書類(販売業・貸出業のみ)	様式第5(p.131) 様式第1別記(p.124～125)
18	飼養施設を新たに設置しようとする場合	(1) 飼養施設設置届出書 (2) 飼養施設の平面図 (3) 飼養施設付近の見取り図 (4) ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫を取り扱う場合) (5) 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類	様式第6(p.132)
19	犬猫等販売業を新たに営もうとする場合	犬猫等販売業開始届出書	様式第6の2(p.133)
20	犬猫等の繁殖を行うかどうかの変更	(1) 業務内容・業務方法変更届出書 (2) 犬猫等健康安全計画(内容に変更が生じる場合は添付必要)	様式第5(p.131) 様式第1別記2(p.126)
登録事項の変更届(法第14条第2項に規定する変更後30日以内に届出が必要な場合)			
※変更内容によってこの他必要な書類がある場合がありますので事前にご相談ください			
21	申請者の氏名・名称・代表者氏名・住所を変更した場合	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 登記事項証明書(法人の場合) (3) 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類(代表者変更の場合)	様式第7(p.134～135) 参考様式第1(p.151)
22	事業所の名称・所在地を変更した場合(所在地変更は飼養施設なしの事業所のみ)	第一種動物取扱業変更届出書	様式第7(p.134～135)
23	動物取扱責任者を変更した場合	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類 (3) 動物取扱責任者の選任要件を満たすことを示す書類	様式第7(p.134～135) 参考様式第1(p.151)
24	主として取扱う動物の種類・数を変更した場合	第一種動物取扱業変更届出書	様式第7(p.134～135)
25	飼養施設の所在地・構造・規模を変更した場合(所在地は移動施設のみ)	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 飼養施設の平面図 (3) 飼養施設付近の見取り図 (4) ケージ等の規模を示す平面図・立面図(犬又は猫を取り扱う場合)	様式第7(p.134～135)
26	役員の氏名・住所を変更した場合(法人のみ)	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 登記事項証明書 (3) 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類	様式第7(p.134～135) 参考様式第1(p.151)
27	事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員を変更した場合	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類(該当する場合) (3) 重要事項説明者等の資格要件を示す書類	様式第7(p.134～135) 参考様式第1(p.151)
28	事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員を変更した場合	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類(該当する場合) (3) 重要事項説明者等の資格要件を示す書類	様式第7(p.134～135) 参考様式第1(p.153)
29	事業所に配置される職員の最低数	第一種動物取扱業変更届出書	様式第7(p.134～135)
30	営業時間を変更した場合(夜間に含まれる部分の変更に限る)	第一種動物取扱業変更届出書	様式第7(p.134～135)
31	犬猫等健康安全計画の内容を変更した場合	(1) 第一種動物取扱業変更届出書 (2) 犬猫等健康安全計画	様式第7(p.134～135)
32	犬猫等販売業をやめた場合	(1) 犬猫等販売業廃止届 (2) 動物販売業者等定期報告書(廃止時点での所有頭数を報告)	様式第7の2(p.136) 様式第11の2(p.140～141)

手続き内容		提出書類	様式
第一種動物取扱業登録証の再交付			
31	第一種動物取扱業登録証を滅失・亡失した場合	第一種動物取扱業登録証再交付申請書	様式第3(p.127)
32	第一種動物取扱業登録証の記載内容を変更した場合	第一種動物取扱業登録証再交付申請書	様式第3(p.127)
廃業等の届出			
33	第一種動物取扱業をやめた場合	廃業等届出書 ※第一種動物取扱業者の該当事項 → 届出義務者 ・死亡した場合 → 相続人 ・法人が合併により消失した場合 → 法人の代表者 ・法人が破産手続開始の決定により解散 → 破産管財人 ・法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散 → 清算人 ・業を廃止 → 第一種動物取扱業であった個人、法人の代表者	様式第8(p.137)
第一種動物取扱業登録証の返納			
34	第一種動物取扱業登録証を返納する必要がある場合 ・登録を取り消し ・登録証の再交付を受けた後、亡失した登録証を発見、又は回復	第一種動物取扱業登録証返納届出書	参考様式第3(p.154)

各種樣式集

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の申請をします。

記

1 事業所の名称					
2 事業所の所在地			電話番号		
3 動物取扱責任者			(1)氏名		
			(2)要件	☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物看護師 ☐ 実務経験 (年、経験場所：) ☐ 飼養経験 (年、経験場所：) ☐ 教 育 (教育機関等：) ☐ 資 格 (団体等：)	
4 第一種動物取扱業の種別			☐ 販売／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示 ☐ その他 () (飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無)		
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容				
	(2)実施の方法	別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）			
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類				
	(2)鳥 類				
	(3)爬虫類				
7 飼養施設（施設を有する場合）	(1)所 在 地				
	(2)構 造 及 び 規 模	①建 築 構 造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()		
		②延 床 面 積	m ²		
		③敷 地 面 積	m ²		
		④材 質	床 面		
			壁 面		
	⑤設 備 の 種 類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備／ ☐ 給水設備／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 消毒設備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 動物の死体の一時保管場所／ ☐ 餌の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 空調設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓練場			
	(3)管 理 の 方 法				

8 営業の開始年月日		年 月 日	
9 権原の有無	①事業所	☐ 有	☐ 無
	②飼養施設	☐ 有	☐ 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員		(1)氏名	
		(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
12 事業所に配置される職員の最低数			
13 営業時間等		時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間： ～： ）	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画		別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
15 添付書類		☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） ☐ その他（ ）	
16 備考			

備考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について本様式別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、貸借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律第 12 条第 1 項第 5 号の 2、第 6 号又は第 7 号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付
 - (3) 申請の際、事業所又は飼養施設が完成していない場合は、その竣工予定日
 - (4) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号
- 12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ 1 部提出すれば足りるものとする。
- 13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

住 所 〒
電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別

☐ 販売業 ☐ 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の 生育段階	☐ 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売（ただし、犬又は猫については、出生後56日（動物の愛護及び管理に関する法律附則第2項を適用する場合は49日）を経過した犬又は猫を販売） ☐ その他（ ）
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	☐ 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	☐ 2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。）を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し ☐ その他（ ）
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	☐ 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施（第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明） ☐ その他（ ）
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	☐ 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 ☐ 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 ☐ その他（ ）
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	☐ 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 ☐ その他（ ）
7 4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	☐ 5年間保管 ☐ 帳簿に記載 ☐ その他（ ）
備 考	

備 考

1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。

2 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- ① イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ホ 適切な給餌及び給水の方法
 - ヘ 適切な運動及び休養の方法
 - ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ル 性別の判定結果
 - ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - タ 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - レ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - ソ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ② イ 品種等の名称
 - ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ハ 適切な給餌及び給水の方法
 - ニ 適切な運動及び休養の方法
 - ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ト 性別の判定結果
 - チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ 当該動物のワクチンの接種状況
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項

様式第1別記2

年 月 日

犬 猫 等 健 康 安 全 計 画

氏 名
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電 話 番 号

犬猫等の繁殖を行うかどうか ☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない

項 目	計 画 の 内 容
1 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
2 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
3 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	

備 考 この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第3（第2条第7項関係）

年 月 日

様

申請者 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 電話番号

第一種動物取扱業登録証再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第6項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業登録証の再交付を申請します。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他（ ）
6 再交付を申請する理由	☐ 登録証の亡失 ☐ 登録証の滅失 ☐ 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の届出による 記載事項の変更（届出日 年 月 日）
7 備考	

備考

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の変更の届出による記載事項の変更に該当する場合は、「6 再交付を申請する理由」欄に当該届出日を記入すること。
- 2 この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都道府県知事
市 長 殿

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業登録更新申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり第一種動物取扱業の登録の更新の申請をします。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地		電話番号		
3 動物取扱責任者		(1)氏名		
		(2)要件	☐ 獣医師 ☐ 愛玩動物看護師 ☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 飼養経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）	
4 第一種動物取扱業の種別		☐ 販売／ ☐ 保管／ ☐ 貸出し／ ☐ 訓練／ ☐ 展示／ ☐ その他（ ） (飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無)		
5 業務の内容及び実施の方法	(1)業務の具体的内容			
	(2)実施の方法	様式第1別記のとおり（販売及び貸出しの場合に限る。）		
6 主として取り扱う動物の種類及び数	(1)哺乳類			
	(2)鳥 類			
	(3)爬虫類			
7 飼養施設 (施設を有する場合)	(1)所 在 地			
	(2)構 造 及び 規 模	①建 築 構 造	☐ 木造／ ☐ 木造モルタル造／ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造／ ☐ 鉄筋コンクリート造／ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）	
		②延 床 面 積	m ²	
		③敷 地 面 積	m ²	
		④材 質	床 面	
	⑤設 備 の 種 類	壁 面		
		☐ ケージ等（ 個） ☐ 照明設備／ ☐ 給水設備／ ☐ 排水設備／ ☐ 洗浄設備／ ☐ 消毒設備／ ☐ 廃棄物の集積設備／ ☐ 動物の死体の一時保管場所／ ☐ 餌の保管設備／ ☐ 清掃設備／ ☐ 空調設備／ ☐ 遮光等の設備／ ☐ 訓練場		
(3)管 理 の 方 法				
8 営業の開始年月日		年 月 日 (これまでの営業年数： 年)		

9 権原の有無	①事業所	☐ 有 ☐ 無
	②飼養施設	☐ 有 ☐ 無
10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員（事業所の外で業務を行う場合）	(1)氏名	
	(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員	(1)氏名	
	(2)要件	☐ 実務経験（ 年、経験場所： ） ☐ 教 育（教育機関等： ） ☐ 資 格（団体等： ）
12 事業所に配置される職員の最低数		
13 営 業 時 間 等	時から 時までの間（うち特定成猫の展示時間 ： ～ ： ）	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	様式第1別記2のとおり（犬猫等販売業者に限る。）	
15 添 付 書 類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 申請者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 業務の実施の方法／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ ☐ 飼養施設の付近の見取図／ ☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ ☐ 役員の氏名及び住所／ ☐ 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） ☐ その他（ ）	
16 登 録 番 号 及 び 登 録 年 月 日	年 月 日	
17 備 考		

備 考

- 「3(2)要件」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入すること。また、飼養経験にチェックを入れた場合は、それを示す具体的な書類を添付すること。
- 「5(1)業務の具体的な内容」欄には、申請に係る業務の内容をできるだけ具体的に記入すること。また、販売業又は貸出業を営もうとする場合は、業務の実施の方法について様式第1別記により明らかにした書類を添付すること。
- 「6 主として取り扱う動物の種類及び数」欄には、事業所で主として取り扱う動物の種類（種名）をすべて記入すること。また、飼養施設を有している場合は動物の種類ごとに最大飼養保管数を、飼養施設を有していない場合は1日当たりの最大取扱数を括弧書きで記入すること。なお、種の分類が困難な爬虫類等の動物の種類については、科名、属名等で記入すること。
- 「7(2)⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第2項第4号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等の該当欄にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「7(3)管理の方法」欄には、ケージ等の材質、構造及び転倒防止措置を記入すること。
- 「9 権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な事業所及び飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。「9②飼養施設」欄は、飼養施設を有する場合にチェックをすること。
- 「10 事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員」及び「11 事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員」欄には、要件を満たす具体的な内容（教育機関及び専攻コースの名称、資格名等）を記入し、必要に応じて成績証明書等を添付すること。また、該当する職員が複数名在籍する場合は別紙に記載して添付すること。
- 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。
- 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
- 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項及び第2項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。
- 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 - 申請する事業が、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - 動物の愛護及び管理に関する法律第12条第1項第5号の2、第6号又は第7号に掲げる者に該当し、若しくは該当した

者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3) この申請に係る事務担当者が申請者と異なる場合は、事務担当者の氏名及び電話番号

12 この様式による登録の申請は、第一種動物取扱業の種別ごと、事業所ごとに行うこと。ただし、同一の事業所において複数の種別の業務を行う場合であって、これらに係る登録を同時に申請する場合は、申請書は業種ごとに別葉で作成し、共通する添付書類についてはそれぞれ1部提出すれば足りるものとする。

13 この申請書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

様式第5（第5条第1項関係）

年 月 日

様

届出者 氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
電話番号

業務内容・実施方法変更届出書

第一種動物取扱業の業務の内容及び実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を変更するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他（ ）
6	変更内容	(1)変更前
		(2)変更後
7	変更予定年月日	年 月 日
8	変更理由	
9	備考	

備考

- 1 業務の実施方法を変更する場合は、様式第1別記により業務の実施の方法（繁殖を行うかどうかの別を含む。）を明らかにした書類を添付すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 (第 5 条第 1 項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

飼 養 施 設 設 置 届 出 書

飼養施設を設置するので、動物の愛護及び管理に関する法律第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称				
2 事業所の所在地				
3 登録年月日		年 月 日		
4 登録番号				
5 飼養施設	(1)所在地			
	(2)構造及び規模	①建築構造	☐ 木造/ ☐ 木造モルタル造/ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造/ ☐ 鉄筋コンクリート造/ ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他 ()	
		②延床面積	m ²	
		③敷地面積	m ²	
		④材質	床 面	
			壁 面	
	⑤設備の種類	☐ ケージ等 (個) ☐ 照明設備/ ☐ 給水設備/ ☐ 排水設備/ ☐ 洗浄設備/ ☐ 消毒設備/ ☐ 廃棄物の集積設備/ ☐ 動物の死体の一時保管場所/ ☐ 餌の保管設備/ ☐ 清掃設備/ ☐ 空調設備/ ☐ 遮光等の設備/ ☐ 訓練場		
(3)管理の方法				
6 権原の有無		☐ 有 ☐ 無		
7 飼養保管開始年月日		年 月 日		
8 添付書類等		☐ 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/ ☐ 飼養施設の平面図/ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ ☐ 飼養施設の付近の見取図 ☐ その他 ()		
9 備考				

備考

- 「5 (2) ⑤設備の種類」欄には、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 2 条第 2 項第 4 号に掲げる設備等を備えている場合に、備えている設備等にチェックをすることとし、ケージ等についてはその数を記入すること。
- 「6 権原の有無」欄には、所有権、賃借権等事業の実施に必要な設置しようとする飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
- 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「9 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第6の2（第5条第1項関係）

年 月 日

様

届出者 氏 名
 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
 住 所 〒
 電話番号

犬猫等販売業開始届出書

犬猫等販売業を開始するので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1	事業所の名称	
2	事業所の所在地	
3	登録年月日	年 月 日
4	登録番号	
5	犬猫等の繁殖を行うかどうか	☐ 繁殖を行う ☐ 繁殖を行わない
6	(1) 幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備	
	(2) 販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱い	
	(3) 幼齢の犬猫等の健康及び安全の保持に配慮した飼養、保管、繁殖及び展示方法	
7	営業開始予定年月日	年 月 日
8	備考	

備考

- この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第7（第5条第3項関係）

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長

届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

第一種動物取扱業変更届出書

氏名・名称・住所・代表者氏名
事業所の名称・所在地
動物取扱責任者の氏名
主として取り扱う動物の種類及び数
飼養施設の所在地・構造及び規模
役員の氏名・住所
事業所以外の場所において重要事項の説明等をする職員
事業所ごとに配置される重要事項の説明等をする職員
事業所に配置される職員の最低数
営業時間等
犬猫等健康安全計画

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 登 録 年 月 日	年 月 日
2 登 録 番 号	
3 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他（ ）
4 変更内容	(1)変更前
	(2)変更後
5 変 更 年 月 日	年 月 日
6 変 更 理 由	
7 添 付 書 類	☐ 登記事項証明書／ ☐ 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ ☐ 飼養施設の平面図／ ☐ ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ ☐ 飼養施設の付近の見取図 ☐ その他（ ）

8 備	考	
-----	---	--

備 考

- 1 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「8 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書及び添付書類の用紙の大きさは、図面等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第7の2（第5条第7項関係）

年 月 日

様

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

犬猫等販売業廃止届出書

犬猫等販売業を廃止したので、動物の愛護及び管理に関する法律第14条第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者の氏名又は名称	
6 廃止した年月日	年 月 日
7 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 第一種動物取扱業を廃止した場合には、廃業等届出書を提出すること。

様式第 8 (第 6 条関係)

年 月 日

様

届出者 氏 名
住 所 〒
電話番号

廃 業 等 届 出 書

第一種動物取扱業者が死亡
 法人が合併により消滅
 法人が破産手続開始の決定により解散
 法人が上記以外の理由により解散
 第一種動物取扱業を廃止

したので、動物の愛護及び管理に関する法律第 16 条

第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業者 の氏名又は名称	
6 廃業等年月日	年 月 日
7 備 考	

備 考

- 1 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 2 有効期間内にある登録に係る登録証を有している場合は、当該登録証を添付すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

第一種動物取扱業者標識	
① 氏 名 又 は 名 称	
② 事 業 所 の 名 称	
③ 事 業 所 の 所 在 地	
④ 第一種動物取扱業の 種別	
⑤ 登 録 番 号	
⑥ 登 録 年 月 日	年 月 日
⑦ 有 効 期 間 の 末 日	年 月 日
⑧ 動 物 取 扱 責 任 者	

備 考 この標識の大きさは、日本産業規格 A 4 以上とすること。

様式第 10（第 7 条ただし書関係）

第一種動物取扱業者識別章	
氏 名 又 は 名 称	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
第一種動物取扱業の種別	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
有 効 期 間 の 末 日	年 月 日

備 考 この識別章の大きさは、日本産業規格 A 7 以上とすること。

様式第 11 の 2 (第 10 条の 3 第 1 項関係)

年 月 日

都道府県知事 殿
市 長届出者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

動物販売業者等定期報告届出書

動物の愛護及び管理に関する法律第 21 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称							
2 事業所の所在地							
3 登録年月日	年 月 日						
4 登録番号							
5 年度当初に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、 その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
6 年度中に新たに所有するに至った動物の月ごとの合計数		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
7 年度中に販売若しくは引渡しをした動物の月ごとの合計数		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
8 年度中に死亡の事実が生じた動物の月		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	犬						

ごとの合計数	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月
	犬						
	猫						
	その他哺乳類						
	鳥類						
	爬虫類						
9 年度末に所有していた動物の合計数	犬： 頭、猫： 頭、その他哺乳類： 頭、 鳥類： 羽、爬虫類： 頭						
10 犬猫以外の動物に含まれる品種等							
11 備 考							

備 考

- 1 年度途中に登録を受けた場合には、5については登録を受けた時点の頭数を、6から8までについては、登録を受けた日以降の月ごとの合計頭数を記載すること。
- 2 令和2年6月1日現在で、既に第一種動物取扱業の登録を受けている者は、令和2年度に係る報告については、5については令和2年6月1日時点の頭数、6から8までについては令和2年6月以降の月ごとの合計数を記載すること。
- 3 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「11 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 4 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 22（第 21 条の 5 第 2 項関係）

年 月 日

マイクロチップ装着証明書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 3 第 1 項の規定に基づき、下記のとおりマイクロチップ装着証明書を発行する。

記

1 マイクロチップの識別番号	
2 犬又は猫の名	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
8 2 から 7 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
9 マイクロチップの装着日	年 月 日
10 マイクロチップを装着した施設名及び所在地（診療施設にあっては獣医療法施行規則第 1 条第 1 項第 3 号に規定する開設の場所）	〒
11 マイクロチップを装着した施設の電話番号	

マイクロチップを装着した獣医師の氏名

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 23（第 21 条の 7 第 1 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 フリガナ
氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

電話番号

登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録を申請します。

記

1 登録を受けようとする犬又は猫に装着されているマイクロチップの識別番号	
2 登録を受けようとする者の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
3 登録を受けようとする者の電子メールアドレス	
4 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
7 犬又は猫の品種	
8 犬又は猫の毛色	
9 犬又は猫の生年月日	年 月 日
10 犬又は猫の性別	☐ 雄（オス） ☐ 雌（メス）
11 4 から 10 までのほか犬又は猫の特徴となるべき事項	
12 狂犬病予防法施行規則第 4 条第 1 項に基づく犬の登録年月日	年 月 日

13 狂犬病予防法施行規則第4条 第1項に基づく犬の登録番号		
14 申請書を提出する者（登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあっては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒
	3) 電話番号	
15 動物取扱業者の別（登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
16 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
	☐ 競りあっせん業：	
	☐ 譲受飼養業：	
17 第二種動物取扱業者の業種（登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲渡し	
	☐ 保管	
	☐ 貸出し	
	☐ 訓練	
	☐ 展示	
18 親の雌犬又は雌猫のマイクロチップの識別番号（登録を受けようとする者が犬猫等販売業者の場合）		
	マイクロチップの識別番号を記載できない場合の理由：	
19 添付書類	☐ マイクロチップ装着証明書	

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 24 (第 21 条の 7 第 3 項関係)
第 号

登録証明書

動物の愛護及び管理に関する法律
をする。よってこの証明書を交付する。

第 39 条の 5 第 1 項の登録
第 39 条の 6 第 1 項の変更登録

環境大臣 (指定登録機関)
登録日： 年 月 日

1 登録を受けた犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 暗証記号	
3 犬又は猫の別	☐ 犬 ☐ 猫
4 犬又は猫の品種	
5 犬又は猫の毛色	
6 犬又は猫の生年月日	年 月 日
7 犬又は猫の性別	☐ 雄 (オス) ☐ 雌 (メス)

備 考 この証明書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 25（第 21 条の 7 第 5 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 氏^{フリ}名^{ガナ}

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

電話番号

再交付申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 6 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の登録証明書の再交付を申請します。

記

1 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
--------------------------------	--

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 26（第 21 条の 7 第 8 項関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

届出者 フリガナ
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

登録事項変更届出書

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号
犬又は猫の所在地
電子メールアドレス
犬又は猫の名
犬又は猫の毛色
犬又は猫の名若しくは毛色のほか特徴となるべき事項

を変更したので、

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 5 第 8 項（同法第 39 条の 6 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	
4 変更内容	(1) 変更前
	(2) 変更後

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 27（第 21 条の 8 関係）

年 月 日

環境大臣（指定登録機関） 殿

申請者 フリガナ
氏 名
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
電話番号

変更登録申請書

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 6 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり所有する犬又は猫の変更登録を申請します。

記

1 変更登録を受けようとする者の の個人又は法人の別	☐ 個人 ☐ 法人
2 変更登録を受けようとする者の の電子メールアドレス	
3 犬又は猫の所在地	☐ 登録を受けようとする者と同じ 〒
4 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
5 犬又は猫の名	
6 犬又は猫の毛色	
7 5 及び 6 のほか犬又は猫の 特徴となるべき事項	
8 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
9 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	

10 申請書を提出する者（変更登録を受けようとする者が申請書を提出する者と異なる場合）	1) 氏名（法人にあつては、名称及び担当者の氏名）	
	2) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
	3) 電話番号	
11 動物取扱業者の別（変更登録を受けようとする者が動物取扱業者の場合）	☐ 第一種動物取扱業者 ☐ 第二種動物取扱業者	
12 第一種動物取扱業者の業種及び登録番号（変更登録を受けようとする者が第一種動物取扱業者の場合）	☐ 販売：	
	☐ 保管：	
	☐ 貸出し：	
	☐ 訓練：	
	☐ 展示：	
	☐ 競りあつせん業：	
	☐ 譲受飼養業：	
13 第二種動物取扱業者の業種（変更登録を受けようとする者が第二種動物取扱業者の場合）	☐ 譲渡し	
	☐ 保管	
	☐ 貸出し	
	☐ 訓練	
	☐ 展示	

備 考 この申請書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第 28 (第 21 条の 10 第 2 項関係)

年 月 日

環境大臣 (指定登録機関) 殿

届出者 フリガナ
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
電話番号

死亡等の届出書

犬又は猫が死亡した

第 21 条の 6 の規定により、獣医師がマイクロチップを取り外した

ので、

登録されているマイクロチップの識別番号により犬又は猫の個体を
識別することができなくなった

動物の愛護及び管理に関する法律第 39 条の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 犬又は猫に装着されている マイクロチップの識別番号	
2 届出事由の発生日	年 月 日
3 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録年度	年度
4 狂犬病予防法施行規則第 4 条 第 1 項に基づく犬の登録番号	

備 考 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

動物愛護管理法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類

申請者 氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所 〒
電話番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- ☐ 申請者
- ☐ 当該法人の役員
- ☐ 使用人
- ☐ 動物取扱責任者

事項
1 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
3 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から 5 年を経過しない者
4 法第 10 条第 1 項の登録を受けた者で法人であるものが法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前 30 日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から 5 年を経過しないもの
5 法第 19 条第 1 項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
5 の 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
6 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和 23 年法律第 140 号）第 10 条第 2 号（同法第 9 条第 5 項において準用する同法第 7 条に係る部分に限る。）若しくは第 3 号の規定、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 69 条の 7 第 1 項第 4 号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）若しくは第 5 号（動物に係るものに限る。以下この号において同じ。）、第 70 条第 1 項第 36 号（同法第 48 条第 3 項又は第 52 条の規定に基づく命令の規定による承認（動物の輸出又は輸入に係るものに限る。）に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第 72 条第 1 項第 3 号（同法第 69 条の 7 第 1 項第 4 号及び第 5 号に係る部分に限る。）若しくは第 5 号（同法第 70 条第 1 項第 36 号に係る部分に限る。）の規定、狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 27 条第 1 号若しくは第 2 号の規定、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者
7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
7 の 2 第一種動物取扱業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者として環境省令で定める者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

参考様式第2（規則第2条第8項関係）

年 月 日

様

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

住 所 〒

電話番号

第一種動物取扱業登録証亡失届出書

第一種動物取扱業登録証を亡失したので、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第2条第8項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 事業所の名称	
2 事業所の所在地	電話番号
3 登録年月日	年 月 日
4 登録番号	
5 第一種動物取扱業の種別	☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他
6 亡失した事情	
7 備考	

備 考

- 1 「6 亡失した事情」欄には、登録証を亡失した状況、理由等を記入すること。
- 2 この届出に係る事務担当者が届出者と異なる場合は、「7 備考」欄に事務担当者の氏名及び電話番号を記入すること。
- 3 この届出書の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考様式第 3（施行規則第 2 条第 9 項関係）

年 月 日

様

氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
住 所 〒
電話番号

〔 登録を取り消された
登録証の再交付を受けた後において、亡失した登録証を発見し、又は回復した 〕 ので、
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 2 条第 9 項の規定に基づき、登録証を返納し
ます。

参考様式第 9（基準省令第 2 条第 1 号イ（3）及び第 7 号ム関係）

飼養施設及び動物の点検状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他

飼養施設の所在地

年月日	点検時間	飼養施設の点検等の状況			動物の数及び状態の点検		点検担当者氏名	備考
		清掃	消毒	保守点検	数	状態		
	:	済・否	済・否	済・否	異常無・異常有	異常無・異常有		

備 考

- 1 「動物の数及び状態の点検」欄の「異常有」に該当した場合には、「備考」欄にその詳細を記入すること。
- 2 この台帳の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

繁殖実施状況記録台帳

動物の種類：犬 猫 その他（ ）

[illegible]

- 1 「雌」「雄」欄には、動物の識別番号、名称等、交配した個体を特定する情報を記入すること。
- 2 「交配等年月日」欄には、交配年月日（交配年月日が明確でない場合は同居開始年月日）等を記入すること。
- 3 犬猫において、帝王切開を行った場合は、「出産・産卵後の雌の状態」欄に、獣医師の診断の結果（次回の繁殖に対する指導・助言内容等）を記載するとともに、実施した獣医師による出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書を併せて5年間保存すること。
- 4 「新生子・卵の状態」欄には、出産又は孵化時の「健康」「疾病等」「死亡等」の個体数を記入すること。卵の場合にあつては、孵化年月日又は期間を併記すること。
- 5 この台帳の大きさは、日本産業規格A4とすること。

参考様式第 11（基準省令第 2 条第 7 号エ関係）

取引状況記録台帳

第一種動物取扱業の種別 ☐ 販売 ☐ 保管 ☐ 貸出し ☐ 訓練 ☐ 展示 ☐ その他

年月日	取引の相手方	取引内容	相手方の 関係法令遵守 の状況	担当者 氏名	備考
	(氏名) (住所) (登録番号)	(取引の区分) (種類) (数)	遵守・違反		

備 考

- 1 「取引の相手方」欄には、相手方が第一種動物取扱業者である場合にその登録番号を記入すること。
- 2 「取引内容」欄には、仕入れ、販売等の取引の区分を記入すること。
- 3 「相手方の関係法令遵守の状況」欄については、動物の取引に関する関係法令について違反していないこと及び違反
するおそれがないことを聴取した場合、特に、特定動物の取引に当たっては、相手方が法第 26 条第 1 項の許可を受けて
いることを許可証等により確認した場合に「遵守」を○で囲むこと。また、聴取により違反が確認された場合には「違
反」を○で囲むこと。

県参考様式 1（法第 21 条の 5 第 1 項関係）

動物に関する帳簿（例）

※ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 10 条の 2 に規定された項目が入っていれば、様式に規定はありません。事業者ごとに作成してください。

※ 5 年間保存してください。

（動物に関する情報）

動物種 (品種)	犬 () 猫 () その他哺乳類 () 鳥類 () 爬虫類 ()
生年月日 ※ 1	年 月 日
繁殖者氏名又は名称 動物取扱業登録番号又は所在地 ※ 2	氏名 (名称) : 登録番号 (所在地) :
当該動物を所有又は占有するに至った日	年 月 日
仕入元 (販売した者又は譲渡した者) の 情報	氏名 (名称) : 登録番号 (所在地) : 関係法令に違反していないことの確認 (済 ・ 未)
販売又は引渡しをした日	年 月 日
販売又は引渡しの相手方の情報	氏名 (名称) : 登録番号 (所在地) : 関係法令に違反していないことの確認 (済 ・ 未)
(販売業者) 販売を行った者の氏名	
(販売業者) 当該動物の販売に際して 対面説明、現物確認の実施状況	対面説明 (実施・未実施) 現物確認 (実施・未実施) 説明実施者 : 実施状況について顧客による確認 (確認済・未確認)
(貸出し業者) 当該動物に関する情報提供の実施状況	情報提供 (実施・未実施) 説明実施者 :
(貸出し業者) 貸出しの目的及び期間	目的 : 期間 :
当該動物が死亡した日 (死亡原因) ※ 3	
その他 (ワクチン接種歴、病歴 等)	

- ※ 1 輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあつては、推定される生年月日及び輸入年月日等。
- ※ 2 輸入された動物あつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地。譲渡された動物であつて、繁殖を行った者が明らかでない場合にあつては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地。捕獲された動物にあつては当該動物を捕獲した者の氏名又は名称、登録番号又は所在地及び当該動物を捕獲した場所。
- ※ 3 事業者が飼養又は保管している間に死亡の事実が発生した場合に限る。

県参考様式 2 (施行規則第 2 条第 1 項関係)

第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用承諾証明書

事業実施者の氏名	
事業実施者の住所	
事業所の所在地	
飼養施設の所在地 ※飼養施設を別に設ける場合	
事業の実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで

上記のとおり第一種動物取扱業に係る事業所及び飼養施設として、(土地・建物)の使用を承諾したことを証明します。

【証明年月日】 年 月 日

【証明者住所】

【証明者氏名】

【電話 番号】

※土地及び建物が事業実施者の所有ではなく、かつ土地及び建物の所有者又は管理受託者と賃貸契約等を結んでいない場合に提出してください。

※土地及び建物の所有者又は管理受託者が異なる場合は、それぞれについて提出してください。

県参考様式 3 (施行規則第 2 条第 1 項関係)

第一種動物取扱業の事業実施に係る場所使用権限自認書

事業所の所在地	
飼養施設の所在地 ※飼養施設を別に設ける場合	

第一種動物取扱業に係る事業の実施場所である上記の（土地・建物）は、私の所有であることに間違いありません。

【証明年月日】 年 月 日

【証明者住所】

【証明者氏名】

【電話 番号】

※土地及び建物を自己で所有していて、登記事項証明書等の提出が困難な場合に提出してください。

※共有の場合は、共有者全員の住所及び氏名が記入され、押印をしてある「第一種動物取扱業の実施に係る場所使用承諾証明書」を併せて提出してください。

第一種動物取扱業における従事経験等証明書

従事者	氏 名： 生 年 月 日：
従事した事業所等	屋号（名称）： 所 在 地： 登 録 番 号：（登録自治体：） 登録年月日： 飼養施設の有無： ☐ 有 ☐ 無 （該当するものにチェックをしてください）
従事した業種 （飼養経験を含む）	業 種： ☐ 販売（繁殖あり） ☐ 販売（繁殖なし） ☐ 貸出し ☐ 展示 ☐ 保管 ☐ 訓練 ☐ 競りあっせん ☐ 飼養譲受 ☐ 飼養経験（） （該当するもの全てにチェックをしてください）
雇用形態	☐ 常勤 ☐ パート ☐ アルバイト ☐ その他（）
勤務時間	1 日 あたり： 時間 1 か月あたり： 日
従事（又は飼養）した 期間	年 月 日 ～ 年 月 日 合計 年 月（30 日未満切り捨て）
従事した内容 （具体的に記載すること）	

上記のとおり従事したことを証明します。

【証明者】

年 月 日

住所

氏名

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

連絡先（TEL）

（担当者名）

<参考> 行政指導に対する相談受付窓口について

1 行政指導に対する相談受付窓口

申請の受付や審査をする職員の行政指導（申請に関する指導・助言等）に疑義がある場合は、以下の窓口で受け付けています。

○県政へのご意見・ご提案窓口（県ホームページ）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/56717.html>

トップページ > 県政情報 > 広報・広聴 > 県政へのご意見・ご提案

○行政相談室（岐阜県庁内）

電 話：058-272-1140（直通）

※受付時間 月曜日から金曜日の 8:30～17:00（祝日、年末年始を除く）

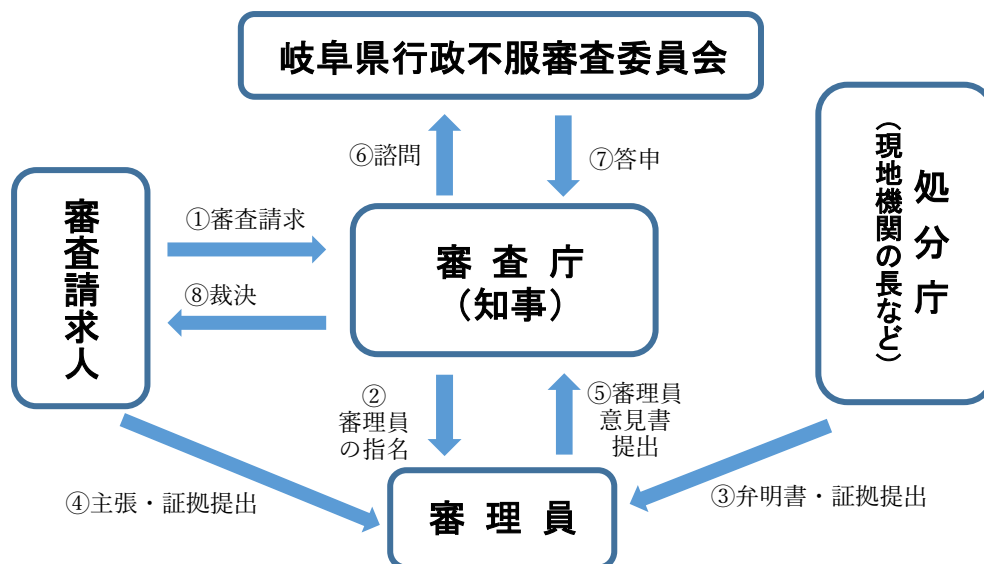
F A X：058-278-2544

e-mail：c11127@pref.gifu.lg.jp

2 行政不服審査制度について

- （1）申請が認められず不服がある場合は、処分があったことを知った日から3か月以内に、審査請求を行うことができます。
- （2）審査請求を行う場合は、審査請求書を提出してください。審査請求書の提出先は、審査庁又は処分庁です。
- （3）審査請求の手の流れ（知事が審査庁の場合）は下の図のとおりです。審査請求書の様式、制度のより詳しい内容については、以下の県 HP をご覧ください。

行政不服審査制度 <https://www.pref.gifu.lg.jp/page/250996.html>



岐阜県内の保健所の連絡先

名 称	所 在 地	担当区域	電 話
岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1 岐阜県健康科学センター	羽島市 各務原市 羽島郡	058-380-3003
本巣・山県センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館(6 階)	瑞穂市 山県市 本巣市 本巣郡	058-213-7268
西濃保健所	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	大垣市 海津市 養老郡 不破郡 安八郡	0584-73-1111
揖斐センター	揖斐郡揖斐川町上南方 1 - 1 揖斐総合庁舎	揖斐郡	0585-23-1111
関保健所	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	関市 美濃市	0575-33-4011
郡上センター	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎	郡上市	0575-67-1111
可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井大脇 2610-1 可茂総合庁舎	美濃加茂市 可児市 加茂郡 可児郡	0574-25-3111
東濃保健所	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	多治見市 瑞浪市 土岐市	0572-23-1111
恵那保健所	恵那市長島町正家字後田 1067-71 恵那総合庁舎	中津川市 恵那市	0573-26-1111
飛騨保健所	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	高山市 飛騨市 大野郡	0577-33-1111
下呂センター	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎	下呂市	0576-52-3111
岐阜市保健所	岐阜市都通 2-19	岐阜市	058-252-7195
健康福祉部生活衛生課	岐阜市藪田南 2-1-1		058-272-1986